

2026.3.31 制定

幾野区 地区防災計画

幾野区自主防災委員会（I-BOU：あいぼう）

(1) 計画の名称

幾野地区防災計画

(2) 基本方針

平常時から減災対策を進め、災害発生時の混乱抑制及び被害を軽減することで、早く元の生活に戻すことを基本方針とする。

(3) 計画の対象地区範囲

幾野 1 丁目から 6 丁目までの全域を範囲とする。

(4) 幾野地域の特徴

幾野地域は、交野市の北西、生駒山系の北東部の平野内にある静かな住宅地にある。幾野 1・2 丁目が、昭和 40 年ごろに宅地開発され、子育て世代が家を建てた。その後、周りの田畑が宅地化され、戸建て住宅やマンションが建設された比較的新しい地域である。6 丁目だけが離れ、枚方市に隣接している。

また、5 丁目は工場地帯となっている。近年は、全地区で高齢化が進んでいる。

(5) 計画の対象とする災害

地域で想定される災害には、「地震」「風水害」「感染症」「酷暑」が想定されるが、当計画では事前に予知ができない「地震」を対象とする。

「地震」について、市は、地域の東側約 1 kmにある生駒断層帯（交野断層）の直下型地震で震度 6 強、全壊 3133 戸、半壊 3792 戸、死者 28 人、けが人 818 人、避難者想定 6391 人の被害想定をしている。

一方、南海トラフ地震では震度 6 弱、全壊 351 戸、半壊 2582 戸、死者 7 人、けが人 211 人、避難者想定 986 人との被害想定をしている。

(6) 防災減災に関する活動体制

2021年に、避難行動要支援者支援事業を導入。2023年度には幾野区自主防災委員会(I-BOU)を立ち上げ、連合自治会や各自治会、校区福祉委員会、老人会など地域の団体と協力し防災減災の再編に取り組んでいる。

(7) 平常時の活動

自主防災委員会(I-BOU)に設置した7つの班ごとにそれぞれの課題を話し合い、全体会に提案して目標達成に努めている。

(8) 災害発生時の活動

班別に定めた災害対策マニュアルに従い区民全員で活動する。

(9) 防災訓練の実施及び検証

年1回、災害マニュアルをもとに防災訓練を実施し、その結果をもとにマニュアルと比較検証し、改善に努める。

(10) 防災意識の普及啓発

防災訓練や自主防災委員会(I-BOU)活動への参加、救急救命講習、AED講習、防災委員会だよりの発行など、機会あるごとに区民の防災意識を高揚させる機会を継続的に提供する。

(11) 計画の見直し

防災訓練や平常時の活動などで改善点に気づいたときは適時見直しを行う。

【1】本計画の考え方

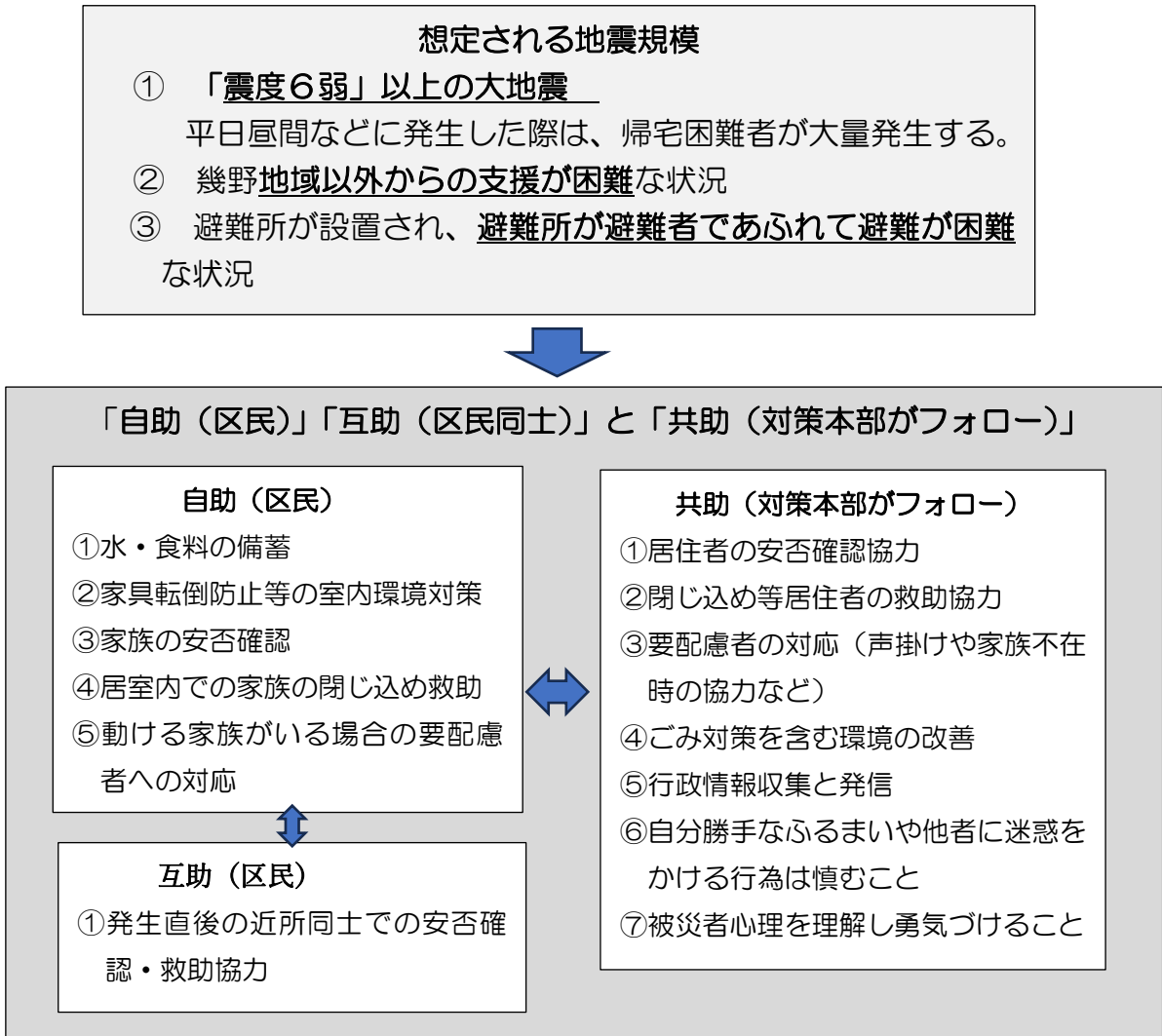
- 1 大地震発生時に「混乱抑制」および「被害軽減」をすることで、いち早く元の生活に戻すことを目的としています。
- 2 区民の身の安全を守るために、担当役員だけでなく、区民全員が協力して行う「活動体制」と「活動指針」を示しています。
- 3 大地震発生時は外部からの支援は困難であると想定されます。そのため、安否確認や救助・救援などの活動は区民同士で対応を行うことを前提として本計画は作成されています。
- 4 本計画では、南海トラフ地震を想定した「震度6弱以上」の大地震発生時を想定しています。

5 大地震発生時が平日昼間の場合などでは、区民の多くが帰宅困難者となることも想定されます。

そのため、本計画で記載する幾野区災害対策本部組織については、帰宅困難となり不在となる場合も想定したものとなっています。

はじめに（地震編）

本計画では「自分の命は自分で守る（自助）」を前提とし、そのうえで、「近所同士で助けあい（互助）」、地域で「お互いに助け合う（共助）」をうまく機能させるためのルールを記載します。



地震発生時にはライフラインはすべて停止するものと想定します。

〈復旧までの目安〉 電気6日 上下水道 30日

ガス 10～20日 電話 14日

※ 携帯電話は災害時対策が進められているので早期復旧の可能性が高い。

※ インターネットを利用したSNSはデータ量が少ないため使える可能性は高い。

「幾野区災害対策本部」設置目的

幾野区災害対策本部の最大の目的は「幾野区内での混乱と被害」を抑制すること。

「幾野区災害対策本部」活動基準

- 区内での安否確認や救助・救護と安全性の確保
- 区内外の情報の収集
- 区民への情報提供
- 2 中避難所の円滑な運営

もくじ

- 1 幾野区災害対策本部について……………6～8
- 2 事前に行っておく内容……………9～12
- 3 地震発生直後……………13～15
- 4 地震発生 2～3 日目……………16～17
- 5 地震発生 4 日目以降……………18～19
- 6 大地震災害対策本部解散について…20
- 7 改訂履歴

1 幾野区災害対策本部について

(1) 幾野区災害対策本部の役割

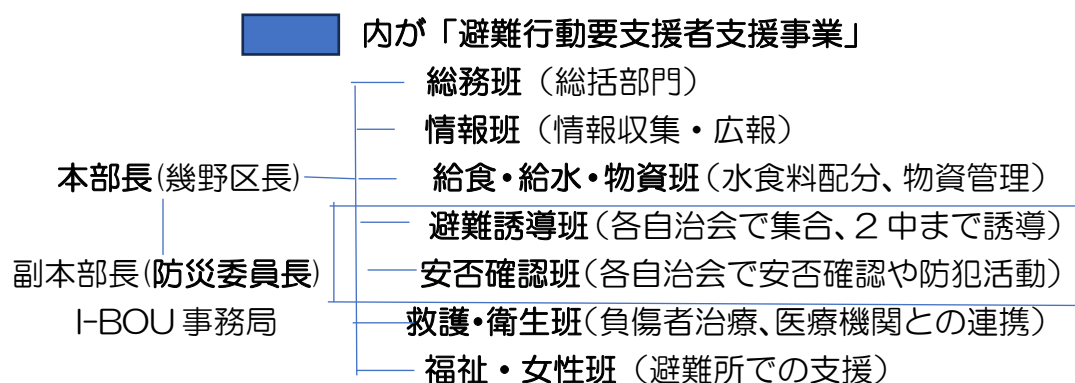
区内の人的被害、物的被害の情報を集約し、救助や救護と安全性の確保などの対応と物的被害関連先への連絡など、「本計画内容の実施に係る事項の意思決定」を行います。

(2) 大地震対策本部組織の設置について

大地震が発生した際は「幾野区自主防災委員会（I-BOU：あいぼう）」が「幾野区災害対策本部」となります。連合自治会や各自治会は対策本部の下で活動することになります。

幾野区災害対策本部には、本部長、副本部長の元に7つの班があり、各班長に実施権限と判断を委ねるようにします。

① 幾野区災害対策本部（幾野区自主防災委員会（I-BOU））組織図



② 各班は、次のような活動を担当します。

班（リーダー）	平常時	災害時
総務班 (I-BOU 委員)	総合調整・防災組織の編成・避難訓練・避難所訓練計画の作成実施・防災計画	2 中の避難所運営（ルール作り・部屋の利用方法など）や資機材の配備、避難所内の防犯
情報班 (幾野区副区長)	避難者受付名簿の作成・避難経路マップ、防災マップの作成・耐震化、家具の転倒防止や非常食	避難者受付・災害時は総務班横に配置。被災状況、危険個所、避難状況などを把握して収集情報を災害対策

	等の家庭内備蓄の普及 推進、広報活動	本部に伝達、避難者へ情報 発信
給食・給水・物資班 (幾野区副区長)	非常食等の備蓄管理・炊 き出し訓練・救急物資の 配分計画を策定、物資の 管理	食材、水の調達・炊き出し の実施・食料の配分・配給 物資の管理
避難誘導班 (各自治会長)	避難場所への避難経路 の設定・一時避難所の指 定・避難行動要支援者支 援事業の整備、危険箇所 点検	集合場所(1次避難場所) に集まった区民を避難所ま で誘導
安否確認班 (各自治会長)	避難行動要支援者支援 事業の推進	避難行動要支援者名簿をも とに要支援者の安否確認、 自治会内区民の安否確認、 対策本部との連絡調整
救護・衛生班 (I-BOU 委員)	救護用品の在庫管理、不 足品の補充・応急措置訓 練の実施・応急手当知識 の普及・AED 講習の実 施	安否確認班と協力して家に 閉じ込められている人の救 助、救出・負傷者などへの 応急手当の実施・避難所 での傷病者把握と医療機関 への連絡、避難所での衛生 管理
福祉・女性班 (I-BOU 委員)	高齢者、障がい者、外国 人の把握や妊産婦の把 握・女性の立場での避難 所運営方法の検討	避難所での支援・女性の立 場からの運営(男女トイレ の仕切り区分・女性の更衣 室設置・女性用物干し室の 設置・授乳室の設置・妊産 婦の部屋確保など)

※ 各班は活動に協力が可能な区民の参加を求め、平常時から減災などの活動を行います。

※ 避難誘導班は、避難誘導が終わり次第、安否確認班となります。自主防災委員会(I-BOU)が2中の避難所運営を担当し、各自治会が自治会内の安否確認や救助、防犯パトロールなどを担当します。

③ 大地震発生時の役割(リーダー)

ア 本部長(区長)

活動全体の把握と判断および指示を行います。

イ 副本部長（I-BOU 委員長）

本部長を補佐しながら、市や外部機関との連絡調整を行います。

ウ 総務班（I-BOU 委員）

避難所運営のルール作りや部屋などの利用方法などを行うとともに必要な資機材を配備します。

エ 情報班（幾野区副区長）

被災状況や危険箇所、避難状況などを把握して収集情報を災害対策本部に伝達、避難者へ情報発信を行います。

オ 給水・給食・物資班（幾野区副区長）

食材や水の調達、炊き出しの実施、食料の配分、ゴミ出しの実施、物資の管理を行います。

カ 避難誘導班・安否確認班（各自治会長）

集合場所に集まった住民を避難所まで誘導したのち、安否確認班として救護班と協力し、避難行動要支援者や在宅避難者などの救助や救出、安否確認、防犯活動を行います。

キ 救護・衛生班（I-BOU 委員、医師・看護師などの専門家）

安否確認班と協力して家に閉じ込められている人の救助や救出、負傷者などへの応急手当の実施、避難所での衛生管理や傷病者把握と医療機関への連絡を行います。

ク 福祉・女性班（I-BOU 委員、専門家）

避難所での支援、女性の立場からの運営（男女トイレの仕切り区分・女性の更衣室設置・女性用物干し室の設置・授乳室の設置・妊産婦の部屋確保など）を行います。

④ 区民の役割

幾野区災害対策本部を設置した場合には、区民は可能な限り対策本部に集合し、対策本部の指示に従い、協力する。

事前に行っておく内容

- (1) 事前準備の重要性を区民に周知する。
食料・飲料水7日分の備蓄、家具の転倒防止、被災を想定した必要品の備蓄に関して区民に周知する。
食料・飲料水については、ローリングストックを提唱していく。
- (2) 安否確認カードの活用を徹底する。
区民の被災状況や帰宅困難者の情報など、個人に関する情報収集に安否確認カードを活用する。また、新たな情報が必要な場合は安否確認カードの改定検討を行う。
- (3) 「避難行動要支援者」について
「避難行動要支援者」については、I-BOU 事務局や自治会、校区福祉委員、老人会などが協力し、毎年度当初に登録要支援者宅へ個別訪問調査を行い、整理した更新情報を自治会ごとに封筒（密封）を作成し、各自治会で保管、災害発生時に開封する。
- (4) 関係機関の連絡先一覧表の作成
年度ごとに防災関係機関の連絡先を確認し、連絡先一覧表を作成する。平常時と緊急時で連絡先が異なる場合は両方ともわかるようにしておく。

〈防災関連機関の一覧表〉

(省略)

- (5) 防災倉庫（資機材・非常食等保管）の設置・維持管理
2 中校内や幾野会館、南集会所に防災倉庫を設置し、維持管理をしておく。
 - ① 「防災資機材配置図」を扉などの気づきやすい場所に貼る。
 - ② 「用途別防災資機材管理リスト」を資機材収納ボックスに貼り、内容物がわかるようにする。
 - ③ 「防災資機材操作マニュアル」「防災資機材定期点検チェックリスト」を収納ボックスの中に保管する。
- (6) 看板・掲示物の事前作成
大地震発生時にすぐに行動ができるように下記の看板・掲示物を事前に

作成しておく。

- ① 看板……………「幾野区災害対策本部」「本部」「防災資機材置き場」「避難者受付」「物資置場」「総務班」「情報班」「給食・給水・物資班」「避難誘導班・安否確認班」「救護・衛生班」「福祉・女性班」など
- ② 掲示物……………「幾野区災害対策本部」「ゴミ出し禁止」など

(7) 大地震発生時の行動に必要なマニュアル類の整理

大地震発生時に必要なマニュアル類を班ごとに整理する。全体として整合性が取れるように防災訓練などの後に検討して更新する。

(8) 大地震対策本部用資機材の準備

大地震対策本部用資機材は一番に取り出せるよう、大地震発生時対応マニュアル、安否確認シートなどと合わせて2中校内の防災倉庫に保管準備しておく。

(9) 班用備品

班ごとに「用途別資機材管理リスト」を作成、必要マニュアルと合わせて準備する。



地震発生直後

- 大地震が発生したときは、まず自分の身の安全の確保、家族の状況確認、住戸の安全確認を行います。
- 震度6弱以上の地震が発生したとき、または市対策本部から設置連絡が来たときは、市立第2中学校（2中）に幾野区対策本部を設置します。
- 自主防災委員、連合自治会役員ならびに対策本部の活動に協力が可能な区民で対策本部を構成します。
- 対策本部設置直後は、区民の安否確認、情報集約、救護室の開設を優先します。

(1) 集合

- ① 集合が可能な自主防災委員ならびに連合自治会役員は、「家族の安否確認」を優先したうえで2中に集合する。
- ② 家庭にヘルメットを有するメンバーは、ヘルメットを着用して集合する。
- ③ 本人および家族の安否確認後、他者の安否確認・救助・救護・初期消火などの活動に協力できる区民は対策本部に集合する。

(2) 2中避難所開設

集合したメンバーを中心に避難所開設準備を行い、幾野区災害対策本部を立ち上げる。

- ① 対策本部
総務班は、校舎内に本部を設営する。
- ② 区民からの対応窓口
情報班は、情報掲示や問い合わせ対応を行う。
- ③ 資機材連携置き場
給食・給水・物資班は、所定の場所に防災機材置場を設営する。
- ④ クリーンスタッフルーム（救護室）
救護班は、学校保健室に救護室を設営する。

(3) 幾野区災害対策本部全体に看板を掲示

事前に作成しておいた看板を掲示する。

- ① 校門2か所 「大地震避難所」
- ② 1階校舎内 「幾野区災害対策本部」「スタッフ控室」
「クリーンスタッフルーム（救護室）」

- ③ 体育館 「避難所」
- ④ 屋外テント 「防災資機材置場」
- ⑤ グラウンド内トイレ 「トイレ」

(4) 対策本部開設の告知

対策本部を開設した場合、各自治会内の掲示板や広報板に「2 中に避難所を設営しました」などを掲示し、防災本部を設置したことを区民に知らせる。

また、安否確認時、ハンドマイクなどで区民に告知する。

(5) 対策本部組織について

避難所に集合が可能な自主防災委員らと対策本部の活動に協力が可能な区民で対策本部組織を構成する。

(6) 地震発生時の最優先事項

① 区民の安否確認

第 1 義に隣人同士が安否確認を行う（互助）。次に地震対策本部の指示で自治会ごとに設置されている安否確認班が安否確認作業を行う（共助）。確認作業は必ず 2 人 1 組で行う。負傷者が発生した場合は、〈救護マニュアル〉に従い行動し、救護・衛生班では対応が困難な手当てが必要な負傷者の場合は消防署に連絡する。

② 安否情報は、安否確認班長（各自治会長）がとりまとめ、情報班に報告する。〈安否確認マニュアル〉×〈負傷者・要配慮者救出マニュアル〉に従う。

③ 安否確認時に、危険個所を発見した場合は、速やかに対策本部の情報班に報告する。

③ 安否確認時の際、要配慮者には、配給水や配給食の宅配が必要かを確認し、結果を給水・給食・物資班へ報告する。

④ 情報班は、安否確認情報を「各戸安否確認表」に記入し、本部内に掲示して全員で共有化できるようにする。

⑤ 火災発生時は、人命救助最優先で行動する。〈初期消火マニュアル〉に従う。

(7) 避難行動に関する判断

避難行動の判断は区民に一任する。なお、区民は以下のルールに従って行動する。

- ① 指定避難所（2 中）以外に避難する区民は、対策本部の安否確認班へその旨を報告する。
- ② 自宅避難をされる区民は、2 中に設置する対策本部に報告し、その際、避難物資が必要な場合は申し出る。

(8) 救護室の設置

救護班は校舎内に救護室を開設し、「救護室受付名簿」に利用者の状況を記入し、負傷者の救護を行う。



地震発生 2～3 日目

- この段階は地震の揺れが小さくなった状態を想定しています。
- 建物の被害が小さければ、在宅で生活が可能となり、復旧への動きが出てくる段階です。
- 避難所を移られたり、災害時に不在であった方が戻ってこられたりするので、所在把握は順次継続していく必要があります。

(1) 安否確認調査の継続（安否確認班 → 情報班）

初日に安否確認ができなかった住戸の再調査を行う。収集した情報は対策本部の情報班に報告し、「各戸安否確認表」に記入するとともに、安否が確認できた住戸には、玄関ドアなどに安否確認プレートを掲示する。

(2) 不在・安否不明住宅への対応（安否確認班 → 情報班）

安否確認班は不在・安否不明住宅に「連絡依頼カード」をドアの新聞受けに入れ、帰宅したときに連絡してもらえるようにする。

救護が必要な住戸が出た場合は、〈負傷者・要配慮者救出マニュアル〉に従い、救出救護を行う。

(3) 被害情報の整理（情報班 → 本部）

情報班は、被災情報を把握して本部に報告する。また、居住者の安否情報や現状を把握し、居住者の状況が分かる「各戸安否確認表」を作成する。さらに、本部からの指示に従い、情報を居住者に伝える。

(4) 市、その他の外部情報（本部 → 情報班）

副本部長は、市の対策本部やその他からの情報を収集し、内容を情報班に伝える。情報班はその内容を区民に伝える。

(5) 負傷者の救護（安否確認班 → 救護班）

救護班は、安否確認班と協力して負傷者を救護室へ誘導する。

(6) 手当が必要な負傷者への対応（安否確認班・救護班）

手当が必要な負傷者が出た場合、安否確認班は消防署に連絡する。消防隊員の到着が困難な場合、市の防災拠点の施設に連絡を取り、救護班の協力を得てサポートする。

また、指定避難所での生活が困難な高齢者や障がい者などの要配慮者は、福祉避難所への避難をサポートする。

(7) 防火・防犯活動（安否確認班・総務班）

被災により玄関や窓の破損などで戸締りができないことがあるので、安否確認班は区民の協力のもと、定期的な地域の見回りを行い、防犯活動の強化に努める。

同時に総務班は、避難所の防犯対策として夜間の出入口やトイレなどへ通行する箇所に照明を設置し、避難所内外の見回りを行う。

(8) 避難所出入者・来訪者の管理（情報班）

情報班は、避難所の防犯活動として出入口を限定し、出入者や来訪者には「受付名簿」への記載を依頼する。

(9) 保存食がなくなった住戸や不足した住戸が出てきた場合

（個人・安否確認班 → 給食・給水・物資班）

該当する居住者は、避難所へ避難するか、自宅避難の申請と配給品の受給申請を避難所へ申し出る。

地震発生 4 日目以降

- 被災生活期（2 日目～3 日目）の活動を継続しますが、ライフラインの復旧状況により、活動体制を縮小し、段階的に平常時の体制に移行していきます。
- ゴミ出し・ごみ集積・配給についてはルールを守るようにします。

(1) ゴミ出しルールの徹底(情報班・安否確認班)

情報班は、ゴミ出しについて、地震発生時から繰り返し広報や掲示を行う。なお、ゴミは「震災ゴミ」「汚物ゴミ」と通常の「生活ゴミ」の3種類である。

(2) 自宅避難者のゴミは自宅内で保管することを徹底

(情報班・安否確認班)

ゴミ収集車が地震の影響で通常通りに来ないことが予想される。

ゴミを自宅外の収集場所に出すと、通行の妨げとなるので、情報班は安否確認班の協力でゴミ回収情報がはっきりするまで、在宅避難者に自宅内での保管を広報、掲示などでお願ひする。

(3) 指定避難所のゴミ収集(情報班)

情報班は、避難所内に「汚物ゴミ」と「生活ゴミ」の収集場所を設置し、指定通りの投棄を徹底する。

(4) 「震災ゴミ」の取り扱いの情報の周知(情報班)

情報班は、災害時に発生する家具などの「震災ゴミ」は、市からの情報をもとに出してもらうことを周知徹底する。市からのゴミ出し情報に関しては注意し、内容が分かれば、随時、周知を図る。

(5) 飲料水・生活水の供給(給食・給水・物資班)

断水が長期化し、飲料水・生活水が不足する状況になる可能性がある。給食・給水・物資班は、安否確認班と協力し、〈物資配給マニュアル〉に従い、市役所に給水車による給水を要求するとともに、避難所避難者や自宅避難者への配食・配水を行う。

(6) 外部情報の入手(本部班 → 情報班)

外部情報に関しては本部の副本部長が中心となって担当する。市の連絡やホームページ、携帯ラジオなどから情報を入手し、入手した情報は情報班に伝える。

(7) 多方面からの情報の入手と発信（情報班）

情報班は、近隣情報や避難所避難者、自宅避難者などの情報入手に努める。収集した情報は分類し、避難所の掲示板や地域の集会所や掲示板を利用して発信する。発信物には、日付、時刻を必ず明記する。

(8) 連絡リストの補完（情報班）

情報班は、避難先を自宅や避難所以外の場所に移転するために受付に来られた区民らから携帯電話番号・メールアドレス・避難先などの個人情報を連絡用としてできる限り入手する。ただし、入手した個人情報は鍵のかかる場所に保管し、机や人目にさらされる場所には置かないように注意する。

大地震対策本部の解散について

- (1) 本部長による対策本部解散宣言（本部長）
ライフライン復旧後、状況が落ち着き、住民が安心して生活が送れるようになったときに本部長は対策本部の解散を宣言する。
- (2) 対策本部解散の告知（情報班）
情報班は、学校内放送、掲示板などで対策本部解散を避難者や区民に知らせる。
- (3) 対策本部の撤収（全班）
各班は〈用途別防災資機材管理リスト〉に従い整理し、片づけを行う。
- (4) 備蓄品の確認
各班は、備蓄品と収納場所を確認する。
- (5) 各種書類の整理
本部長、副本部長、班長を中心に各種書類内容の確認と廃棄、ならびに課題を洗い出し、文書として残す。